

日 銀 業 第 8 4 7 号
平成29年10月13日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、平成29年10月30日から適格住宅ローン債権信託受益権担保にかかる掛目を変更することとしたことに伴い、標題の規程の一部を別紙1のとおり改正し、本日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

本改正に伴い、担保差入先が本年10月30日以降の日付を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入またはその担保価額変更の依頼を行う場合には、本改正後の書式により「担保差入証書兼担保価額変更依頼書」を提出する必要がありますので、ご留意下さい。

また、担保差入先においては、掛目の変更に伴い担保不足となることがないように、十分に注意して担保価額や所要担保価額の管理を行って下さい。

以 上

「担保に関する細則」 中一部改正

- 第20号書式（C）を横線のとおり改める。

（第20号書式（C））

業務処理区分コード
545201

担保差入証書兼担保価額変更依頼書

（住宅ローン債権信託受益権）

略（不変）

適用日	年 月 日
適用時点	翌営業日オンライン開始時：1
担保差入金融機関等コード	
担保余裕額指定担保種類	住宅ローン債権信託受益権：01
残存元本相当額（A）	兆 拾億 百万 千 円
担保価額（A× 60 <u>55</u> %）	兆 拾億 百万 千 円

略（不変）

- （注意）
1. } 略（不変）
 2. }
 3. }
 4. }
 5. 「担保価額」欄は、「残存元本相当額」に~~60~~55%を掛合せた額を記入する（円位未満切捨て。）。
- 以下略（不変）

経過措置

「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」（「担保に関する細則」第20号書式（C））については、担保差入先が平成29年10月30日よりも前の日付を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入を行う場合には、なお従前の書式によるものとする。